長岡京市飼い主のいない猫捕獲器貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市内に生息する飼い主のいない猫が与える市民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とし、避妊又は去勢手術等を行うための飼い主のいない猫捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　捕獲器の貸出しの対象者は、長岡京市に生息する飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術を受けさせる予定の市民等とする。

（貸出し申請）

第３条　捕獲器の貸出しを受けようとする者は、飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書（様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の申込みがあったときは、捕獲器の貸出しを行うものとする。

（貸出し期間）

第４条　捕獲器の貸出し期間は、貸出しを受けた日から３０日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

（貸出し台数及び使用場所）

第５条　捕獲器の貸出し台数は、１人あたり１台とし、その使用場所は、申請者の所有地又は借地とする。ただし、使用場所について土地所有者等から使用許諾を受けている場合は、この限りではない。

（貸出し料）

第６条　捕獲器の貸出しは、無料とする。

（申請者の責務）

第７条　申請者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

⑴　捕獲器を借受期間中において管理すること。

⑵　捕獲器を飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術を受けさせる目的以外に使用しない

こと。

⑶　捕獲器の権利を譲渡し、又は捕獲器を転貸ししないこと。

⑷　捕獲器を紛失又は破損しないように使用すること。

⑸　捕獲器を使用した後は、清掃すること。

⑹　その他市長が指示した事項

（損害賠償）

第８条　申請者の責めに帰すべき理由によって捕獲器を紛失し、又は破損したときは、申請者においてその損害を賠償しなければならない。

２　前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

３　捕獲器の使用により、申請者が被った被害及び申請者が第三者に与えた損害に関しては、申請者がその責任を負うものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和３年３月１日から実施する。

　　　附　則

　この要領は、令和７年６月１日から実施する。

様式（第３条関係）

飼い主のいない猫捕獲器貸出申請書

年　　月　　日

長岡京市長　様

申請者　住　　所

　氏　　名

電話番号

　下記目的のための捕獲器の貸出しを受けたいので申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　使用場所 | 　 |
| ２　使用目的 | 飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術を受けさせることを目的とする。 |
| ３　貸与期間　(最長３０日間) | 　　　年　　月　　日(　　)　から　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　　日間)　　　年　　月　　日(　　)　まで |
| ４　申請者の責務 | 申請者は、次に掲げる義務を履行してください。1. 捕獲器を借受期間中において管理すること。
2. 捕獲器を飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術を受けさせる目的以外に使用しないこと。
3. 捕獲器の権利を譲渡し、又は捕獲器を転貸ししないこと。
4. 捕獲器を紛失又は破損しないように使用すること。
5. 捕獲器を使用した後は、清掃すること。
6. その他市長が指示した事項
 |
| ５　損害賠償 | 1. 申請者の責めに帰すべき理由によって捕獲器を紛失し、又は破損したときは、申請者においてその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。
3. 捕獲器の使用により、申請者が被った被害及び申請者が第三者に与えた損害に関しては、申請者がその責任を負うものとする。
 |

＊　「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金」（動物の愛護及び管理に関する法律第４４条１項）等の罰則が定められています。